

平成 2 7 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



睨 監 第 1 6 9 号

平成 2 8 年 2 月 9 日

四條睨市監査委員 池 中 昇 三

四條睨市監査委員 大 川 泰 生

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

都市整備部

危機管理課

建設課（建築・交通政策含む）

都市計画課

生活環境課（エネルギー政策含む）

会計管理者

会計課

2 監査の期間

平成27年 9月11日 から 平成28年 1月29日 まで

3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各所管課の監査結果について述べる。

【都市整備部】

都市整備部の主な所管事務は、

- 地域防災計画の策定に関する事
- 防災に関する事
- 防犯事業に関する事
- 消防団に関する事
- 土木事業の施行に関する事（他課分掌のものを除く）
- 緑化の指導及び啓発に関する事
- 建築工事の設計及び施工に関する事
- 交通施策に関する事
- コミュニティバスの運行に関する事
- 都市計画の決定、変更及び廃止に関する事
- 建築行為の指導等に関する事
- 開発行為の指導等に関する事
- 特定地区の整備に関する事
- ごみ及びし尿の処理に関する事
- ごみの減量化及び再資源化の企画及び立案に関する事
- 環境センターの管理運営に関する事
- ごみ処理施設の整備に関する事
- エネルギー政策に関する事

【会計管理者】

会計管理者の主な所管事務は、

- 現金及び有価証券の出納、審査及び保管に関する事
- 物品の出納及び保管に関する事
- 収入及び支出命令の審査に関する事
- 決算に関する事

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

【都市整備部】

◇危機管理課

○防犯カメラの設置について

防犯カメラは、犯罪の抑止や犯罪発生時において、容疑者の特定にも大きな役割を果たし、安心、安全なまちづくりの実現に不可欠なものとなっている。

その設置に関しては、主として地域からの要望によって、設置に要した費用の一部を補助することで整備されているが、子どもたちの通学路や公共性の高い場所等については、本市が主体的に取り組まれ、防犯カメラの設置の促進に努められたい。

◇建設課

○四條畷市総合公園について

四條畷市総合公園は、順次施設の整備が行われるが、維持管理にかかる固定費用がこれらに伴い増大し、財政への圧迫が懸念される。

そのためには、最少の費用で最大の効果が発揮し得る公園管理のあり方について検討されたい。

また、土地等の権利関係を含む関係簿冊の保存及び公共用財産の適切な管理に一層努められたい。

◇都市計画課

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇生活環境課

○新ごみ処理施設整備とその後の運用等について

新ごみ処理施設の整備は、本市が抱えていた最重要課題の一つであったが、現在、平成29年7月末稼働予定にむけて、熱回収施設、リサイクル施設、管理棟などが建設されることとなった。

それに伴い、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合において今後のごみ処理及び分別について、抜本的な検討を行い、市民にとって最適な環境を整えられるよう期待するものである。

また、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）については、さらなる減量化施策の促進に努力されたい。

ごみの収集業者の業者決定については、透明性を重視されたい。

【会計管理者】

◇会 計 課

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

なお、平成29年4月からはじまる新公会計制度が適切に導入されるよう研修等に努められたい。

【各所属共通】

○事務文書の適正な処理について

事務文書の取扱いにおいて、定められた方法に従って処理がなされていない事案が数多く見受けられた。文書管理規程、事務決裁規程、財務規則などの諸規定を遵守し、正確、適切な事務処理に努められたい。